

ソ連農業における差額地代の問題

——I・ラプチエフの新説を中心として——

丸 毛 忍

目 次

- 一、新地代論の背景
- 二、マルクスの古典的見解とソ連における管での地代論争
- 三、土地の國有化と絶對地代の廢棄
- 四、土地の國有化と差額地代の變容
- 五、コルホーズ農業と差額地代の變容
 - 1、コルホーズの生産及び分配關係
 - 2、コルホーズの差額地代形成と超過利潤形成との差異
 - 3、差額地代の諸形態
- 六、結 論

一、新地代論の背景

土地が國有であり、コルホーズやソフホーズの如き社會主義的な共同經營が耕地の九九%を占めているソ連邦の農業、すなわち既に社會主義の段階にある農業においても、差額地代なる範疇がなお消滅せず、改變された姿態で存在し續けると云う新しい説が、第二次大戰の後半期に入つてソヴェートの學界で突如として發表され、筆者のような怠惰な研究者を驚かした。云々までもなく、マルクシズムの古典は未來社會における差額地代の消滅を豫言しているし、從來、ソ連邦の農業における「差額地代の存在は經濟學の文獻においても經濟學の授業においても否定されて來

たものであつたからである」(註一)。しかもこの新理論はソ連邦において今日既に通説となつてゐるようであり、例えば、一九四五年度の「ソ連邦黨學校經濟學教授要綱」(註二)をみても、「社會主義社會の經濟計算^{サマエチスル}、原價、價格および利潤」と並んで、「社會主義下絕對地代の廢棄、差額地代の變容」などの項目が擧げられている。われわれは今日までのところ、この新しい地代論について、僅かにI・ラブチェフの未だ幾分試論的な臭いの抜けない論文『コルホーズの所得と差額地代』(ボリシエウイク誌一九四四年第十六號)をみることに出来ただけで、その後いかなる理論的展開がなされたかを明かにしないのだが、差當り上記論文を手掛りとして、その内容を紹介しながら、若干の考察を加えてみたい。

この新理論は、もとより、地代單獨の問題として提起されたものではない。差額地代の變容と云つた問題が、價値、利潤、價格等の諸範疇との關聯を無視して論じ得ないことは云うまでもないであらう。それは、一九四三年の後半期にレオンチェフ等を署名人として發表された『經濟學敎課の若干問題』(註三)に始るところの、いわゆる「社會主義社會の價値法則」論議を中心とする社會主義經濟學の新傾向Ⅱ理論上の改訂と直接つながるものであり、その農業部に現われた重要な理論的問題の一つに外ならない。

社會主義經濟學の新傾向とみられる主張の要點はこうである。從來ソ連邦で支配的であつた見解に反して、價値法則は社會主義の段階でも依然として殘存する。ソ連邦では勞働は直接社會的なものとなつたが、「能力に應じて各人から、勞働に應じて各人へ」と云う社會主義の分配原理が行われているので、勞働の計算が必要である。だが社會主義の段階では勞働の質的な差がなお一掃されぬので、勞働を直接時間單位で計算することは不可能であり、そこで價値法則に基く貨幣計算が必至となる。勞働生産物が商品であり、價値および使用價値を有することは云うまでもない。し

かし價值法則は社會主義の段階では既に變容^レされている。それはもはや人間を支配する盲目的法則としてば現われず、認識された客觀的必然として、社會主義生産様式の基本法則たる計畫的指導に従屬し、計畫を通じて社會主義建設のため意識的に利用される。そしてこの價值法則は欲望に應ずる分配の行われる段階で初めて克服されるであろうと云う。(註四)従つて社會主義の段階では價值法則に基く商品生産の幾つかの範疇——差額地代をも含む——が變容して残る譯である。

以上の如き新傾向は、簡単にマルクシズムの修正となすことは出来ない。寧ろそれはマルクシズムの創始者達が、彼等の生存した時代に制約されて、問題の所在を明かになし得なかつたところの問題だとみらるべきであろう。事實マルクスとエンゲルスが『ゴータ綱領批判』、『アンチ・デューリング』、『資本論』第二巻などで描いている、既に貨幣も商業もなく、勞働切符或は受取證によつて社會的生産物が分配される社會と、現實のソ連邦における社會主義社會との間には可成りの隔りがみられ、且つ彼等はいかなる過程を経て貨幣も商業もない状態に達するか、その過程でいかなる具體的な問題が発生するかについては、何等の回答をも與え得なかつた。レオンチエフも「マルクスとエンゲルスが社會主義の利益のために價值法則を利用する具體的方法を豫見し豫告することが出来たと考えるのは誤りで、これはスターリンの天才によつて社會主義建設の過程から把握され、一般化されたものだ」(註五)と云っている。小文はもとより、一般的な問題に深入りすべき場ではないが、新しい地代論がその背景にこのような問題を持つことは、充分に注意されていいであらう(註六)。

註一、I・ラブチエフ『コルホーズの所得と差額地代』『ボリシエヴィク』誌一九四四年第十六號。

註二、クプロバガンデスト『誌一九四五年第二號。

註三、『マルクス主義の旗の下に』一九四三年第七・八合併號。

註四、小泉明氏『計畫經濟論争の一展開』「橋論叢」第十七卷第五・六號の前記レオンチエフ署名論文の紹介、およびオストログイチャノフ『社會主義經濟發展の基本法則』「ボリシエヴィク」誌一九四四年第廿四號による。

註五、小泉明氏前掲論文。

註六、ソヴェート經濟學のかゝる新傾向については、詳しくは次の諸論文によらねたい。都留重人氏『價值法則の制度的意義』有斐閣刊『戦後經濟學の課題』(2)。小泉明氏前掲論文。鈴木武雄氏『價值法則と社會主義社會』「世界」一九四七年二月號。堀江邑一氏『社會主義社會の經濟法則について』「世界」一九四七年八月號。迫間眞治郎氏『ソ連における經濟均衡の概念』「經濟評論」一九四七年五・六月號。『ソ連經濟學と近代經濟學』季刊「大學」第三・四號。岡田一郎氏『社會主義社會の價值法則をめぐって』「經濟思潮」第五號。拙稿『ソヴェート經濟理論についての覺書』「經濟思潮」第六號。

二、マルクスの古典的見解とソ連における營ての地代論争

マルクスは『剩餘價值學說史』の第二卷で差額地代の消滅についての彼の基本的な見解を明かにしている。

「ロドベルトウス氏においては、地代はその『材料價值』のゆゑをもつて、永久的な自然、少くとも資本家的生産の永久的な自然のうちに存する。私においては、一部は平準化される、否、農業の發達と共に全く消滅しうるところの、資本の有機的な構成成分における歴史的な差異のうちに存する。その際、もとより差異は残る、單に土地の自然的な肥沃度の差別から出てくるかぎりにおいて、絶對的な地代はなくなるけれども。しかし自然的な差別の可能な平準化はまったく別として、すなわち、この差額地代は市場の價格の統制と關聯している。従つて、價格および資本家的生産と共になくなる。ただ次のことが残るであらう。すなわち、社會的勞働が肥沃度を異にする土地を耕作する。そして、その際用いられる勞働の差異にもかかわらず、この勞働はすべての數においてより生産的になりうる。しか

し、より悪い土地の要する労働量は、決してブルジョアにおけるごとく、よりよい土地もより多くの労働をもつて支拂われねばならぬということをひき起さないであろう。むしろⅣにおいて節約された労働はⅢの改良に、Ⅲによつて節約された労働はⅡの改良に、最後にⅡによつて節約された労働はⅠの改良に利用されるでもあろう。そこで、土地所有者によつて喰われる資本は全部土地労働の平準化と農業一般に費される労働の減少とに役立つでもあらう」(註一)。

マルクスは差額地代の消滅を資本家的生産の消滅ならびに商品經濟の範疇たる價格の消滅と正しく結びつけている。彼の見解は多くの示唆に富む——これについては後に觸れるであろう——が、資本家的生産は廢止されたとは云え、なお變容せる價格の存在する、今日のソ連邦における社會主義段階のコルホーズ農業との間には、若干の距離を認めざるを得ない。社會主義の下における差額地代の變容については、戰前、經濟學者との會談において、スターリンが示唆を與えた(註二)と云われる。

ソ連邦においても嘗て全面的な農業集團化の實施される少し前に(一九二六—二八年)、地代をめぐる論争が行われた。當時は既に土地は國有化されていたが、社會主義經營は小農の大海中の孤島たる域を脱せず、國家計畫による生産および流通の規制も農業に對してはなお間接的であり、或る程度自由な市場取引の行われた過渡期であつた。

當時地代に對して大體三つの考え方があつた。

第一のものは、ソヴェート經濟における差額地代および絶對地代の存在を認める見解であり、その論據は、價格形成の市場的條件(國內市場のみでなく世界市場を含む)が存在し、且つ賃労働が使用される場合、個人および國家の農業經營が得る差額収入は差額地代に轉化せざるを得ないし、法律上の土地私有の廢止にも拘わらず、實質的に土地

所有の獨占が存在し、農業資本の低位構成が維持される限り、絶對地代も亦存続すると云う點にある。(註三)

第二のものは、差額地代に關する限り第一の見解に同調するが、絶對地代はこれを認めない見解であり、ラプチエフ(註四)リュビーモフ(註五)等がこの立場を支持した。

第三のものは、差額地代をも絶對地代をも認めない見解であつた。すなわち、ソヴェート經濟においては、既に階級的な不拂勞働の占有が行われず、地代形成の條件たる剩餘價值、利潤、生産價格が排除し、土地が國有化されているから、地代なる範疇の成立すべき社會的根據がないと云うのである。オストロヴィチヤノフ、ラビドス、ブレオブラゼンスキー(註六)等がかかる見解を支持し、リヤシチエンコの立場もこれに近い。

第三の見解は、一應マルクス説の正しい解釋の上に立つてゐるようであるが、リヤシチエンコが指摘してゐるように、かかる見解は單に「抽象的」理論的構成の性質」を有するに過ぎず、ソヴェート經濟の具體的條件の下で未だ排除されない「その社會的内容において地代收入に類似した形態をとり得るような、差額收入の諸形態とその可能性」——不勞占有の性質を帯びる——を分析しておらない。そしてリヤシチエンコは、當時の過渡期の段階において、地代問題は「現實的な階級的政策により、あらゆる差額收入を個人經濟的占有および流通から國民所得の一般基金へと引出す(この基金の計畫的分配および再生産のために)程度によつてのみ、解決される」となしている。以上の如き地代論争が、トロツキー、ブハーリン等の左右兩派に對する鬭争および現實の農業政策との間に密接なつながりを持つてゐたことについては云うまでもあるまい(註七)。

その後、周知のように、農業の全面的な集團化が決行され、地代問題は一應解決されたものとみられて、第三の見解が支配的となり、冒頭に述べた如く、差額地代は經濟文獻からも經濟學の授業からも追放されてゐたのである。

過渡期の地代論争がこのような結論に到達したことについては、當時は左右兩派との闘争を通じて、ソヴェート體制の資本主義體制との相違を特に明白ならしめる政治的必要の存したと、マルクシズムの古典の解釋において充分に「創造的」でなかつたこと、過渡期の現實の分析が不足していたこと等の理由に歸せられると思う。

註一、マルクス『剩餘價值學說史』第二卷第一部。大森義太郎譯二七九—二八〇頁。一〇四頁の傍點は引用者。

註二、ラブチエフ上掲論文。

註三、かゝる見解の支持者としては、シャーニン、ベルズステウイス、ローゼンタール、スラウデンスキー、ヴァルガ、ソルンソフ等がある。

註四、ラブチエフの立場は今度の新しい論文と一貫しているようであるが、當時の文獻がみられないので、嚴密な論點の異同は明かでない。

註五、『地代論』（一九三〇年）松村四郎氏譯ナウカ社刊行の著者。

註六、トロツキー派の代表的理論家。

註七、地代論争については、リヤシチエンコ『農業經濟學』（一九三〇年）第三章第三節（直井武夫氏譯）、オストロヴィチヤノフ、ラビドス共著『經濟學』第五版（一九二九年）第十七章、同第七版（一九三二年）第廿五章（橋本弘毅氏譯）の記述に負う。

三、土地の國有化と絶對地代の廢棄

順序として絶對地代の考察から始めよう。云うまでもなく、絶對地代は土地所有そのものによつて創り出される。農業の低位資本構成から生ずる剩餘價值超過分が、土地所有の獨占が存在するために、平均利潤に均衡化することを妨げられ、そこに絶對地代が形成されるのである。絶對地代はかかる農産物の價值と生産價格の差である。従つて土地私有が廢止されるれば、絶對地代も亦當然消滅すべきものであり、それによつて利潤率平均の法則が徹底し、農業に

における資本主義のより自由な發展が可能となるであらう。

マルクスは夙に、資本家的生産方法を前提とする場合、急進的なブルジョアは理論的には土地の私有の否定、國有化に進み得ることを示してをり（註一）、レーニンも亦「資本制社會における土地國有問題は、二つの本質的に異なる部分に、すなわち差額地代と絶對地代に關する問題に分けられる。土地國有は差額地代の所有者を變え、絶對地代の存在そのものを廢棄する」（註二）と述べている。

しかも十月革命によつて實際に遂行されたものは、プロレタリアートの獨裁の下における土地國有化、すなわち資本主義體制下の土地國有化より一步前進したものであつた。従つて「土地の國有化はブルジョア民主主義革命の徹底的遂行を最もよく保證し、……更に、農業において社會主義に移行する最大の可能性をプロレタリア國家に與えた」（註三）。

だから、「絶對地代も亦一掃された」となすラプチエフ論文の主張には問題はないであらう。

また土地の國有化、絶對地代の廢棄のホルホーズおよびソフホーズの發展に有する意義は、スターリンの農業の集團化に關する學說に餘すところなく明らかにされている（註四）。

ソ連邦の農民はもはや「土地への奴隸的執着から解放されており」、「大經營を組織する際にも、土地購入のために資金を不生産的に支出し、また絶對地代を支拂う必要がない」（註五）。

註一、『剩餘價值學說史』第二卷第一部大森義太郎譯二一三—二一四頁。

註二、『レーニン全集第一卷三九六頁。

註三、『レーニン全集第二卷四〇三頁。

註四、『スターリン「レーニン主義の基礎」（一九二四年）、「大轉換の年」（一九二九年）、「ソ連邦の農業政策によせて」（一九二九年）参照。

四、土地の國有化と差額地代の變容

ソ連邦における差額地代を問題にする場合、大體二つの段階が考えられる。第一のものは、いわゆる過渡期の段階、すなわち小農、過小農の單純商品生産が支配的であつた段階の差額地代、第二のものは、共產主義の第一段階たる社會主義の段階、今日のコルホーズ農業の段階における差額地代の問題であり、兩者を同一の平面において論ずることは適當でない。

小文で主として考察したいのは、勿論、現段階の差額地代であるから、第一の段階については極く簡単に觸れるにとどめたい。

差額地代は商品の個別的生産價格と社會的生産價格との差によつて形成される超過利潤の一種である。農産物の價格は最劣等地の生産價格によつて決定されるから、優良地の農業者は自己個別的生産價格と最劣等地の生産價格との差を超過利潤として受取る。これがすなわち差額地代の實體に外ならない。そして土地私有が存在するため、この超過利潤は差額地代に轉化し、土地所有者の手に歸する。かように差額地代の形成そのものは土地の私有とは全く無關係であるから、土地の私有が廢止された場合にも、差額地代の超過利潤としての本質には變りがなく、土地の制限性と土地經營の獨占があれば、種々の地積の勞働生産性の差異の結果、それは發生する。

ソ連邦の土地國有化も、絶對地代と違つて、差額地代を廢棄することは出来なかつた。だが、ラプチエフは「ソヴェート經濟の條件においては差額地代は變容されている」(註二)と云う。それはどのよゝなことを意味するのであらう。

うか。

資本主義下の土地國有化の場合には、レーニンも云つてゐる如く、「土地國有は差額地代の所有者を變える」(註二)だけで、「この地代を受取るものは國家であり、資本主義的生産方法の存続する限り、この地代を絶滅することは不可能である」(註三)から、差額地代は、結局ブルジョア國家を経由して、再び超過利潤となつて資本家の手中に落ち込むことになる。

ソ連邦の場合はどうであつただろうか。過渡期の段階では、土地が國有化されたのみで、農業部面では未だ社會主義的な生産關係は全く未確立であつたから、ここで問題になるのは、差額・プロレタリアート獨裁下の土地國有が差額地代に與えた影響のみである。

當時農業においては小農・過小農の單純商品生産が壓倒的であり、かかる經濟は毎日に、否一時間毎に資本主義を大量に生み出して行つた。だから、地主、資本家、借地農、労働者の對立はもはや姿を消したが、富農、中農、貧農への階層分化が必然的に進まざるを得ない状態であつた。無論、土地の制限性や獨占性は克服されず、過渡期の差額地代は、「小農經營においては農民の家族労働によつて創り出される超過的な剩餘生産物の形態として現われ」(註四)「富農經營においては貧農および中農の一部の搾取に基いて存在した」(註五)。小農にとつて耕作の限界をなすものもここでも「嚴密な諸費用を差引いたのち彼が自分自身に支拂うところの勞賃(最低生活費—引用者)に外ならぬ」(註六)から、差額地代の形成は、小農の場合、極めて制限された可能性をしか持たなかつた。

が、ソ連邦において既に國家權力の性質が異なり、工業部面その他では社會主義的な生産關係が支配的である事情が存したので、ソヴェート國家は農民各層の間に形成される差額地代部分を、階級的な經濟政策を通じて、すなわち

富農彈壓、貧中農保護の方向において、個別經營による占有ならびに流通から國家の手中に吸い上げ、かくして農業集團化への道を準備することが出來た。かかる政策の一つとして、國家は、例えば、富農經營に對しては累進的な農業税を課してその差額地代の大部分を收用し、貧中農經營に對しては農業税を減免して、一部の國家納付分を除く差額地代を、彼等自身の經營や生活の改善に振り向けることを可能にした。また價格政策を通じて私商と闘い、これを驅逐して、ソ連邦における差額地代が市場の自然性に基く價格形成にもはや支配されていないことを明らかにした。ラブチエフが差額地代の變容と呼ぶのは、かかる差額地代占有の性格の變化や、ソ連邦の地代が資本主義的な價格形成に支配されない事實を指すものであろう。嘗ての地代論争における差額地代否定説が過渡期の現實を正しく反映していなかつたことは、もはや明らかであらう。

註一、ラブチエフ前掲論文。

註二、註三、レーニン全集第一卷、三九六頁、三九四頁。

註四、註五、ラブチエフ前掲論文。

註六、マルクス『資本論』第三卷（下）高島素之譯三四四頁。

五、コルホーズ農業と差額地代の變容

1、コルホーズの生産及び分配關係

一九二九年に始まり三三年頃略々終了した農業の全面的集團化は、國內における階級對立の基礎を一掃し、ソ連邦が共產主義の第一段階たる社會主義の段階に入る前提を創り出した。生産ならびに分配上の諸關係には根本的な變化が齎らされた。しかしそれはなお勞働者と農民との差を完全に拂拭するものではなかつた。

社會主義的所有形態と云つても、工業その他の部面では國家財産（全國民の財産）、農業部面ではコルホーズ・協同組合財産と云う二つの異なつた形態がみられる。後者はコルホーズ、正確には農業アルテリの段階を現わすものである。農業アルテリの特徴は、主要な生産手段はアルテリの公共財産であるが、屋敷附屬地での私的經營と一部の生産手段の私有が認められていること、および國有化された土地の永久無償利用の權利が與えられている點に存する（註二）。このような二つの所有形態を反映して、労働者と農民の労働の性質にはなお社會經濟的な差異が残存している。すなわち労働者が國營企業において彼の労働の量と質に應じて賃銀（註三）を受取るのに對して、農民はコルホーズの全生産物および總所得の所有者であり、この中から、アルテリ定款に従つて、彼の労働に應ずる分配を受けるが、コルホーズの生産高は年々變化するから、彼は同一労働に對して常に同一の支拂を受ける譯ではない。その外、農民は自己の私的經營からの收入を取得する。能力に應じて各人から、労働に應じて各人へ」なる社會主義の分配法則も、労働者と農民ではこのような異なつた形で現われるのである。

コルホーズの生産關係を考える場合、そのMTS（機械トラクター配給所）との關係は重要な意義を有する。國家は主として、國營企業たるMTSを通じてコルホーズに對し莫大な生産手段と労働の投下を行う。従つてコルホーズの生産物の價值の中には、コルホーズ自身の支出のみでなく、當然國家の支出も亦對象化されてくる譯であり、このような國家の支出は、MTSの参加によつて生産されたコルホーズ生産物の價值の中から補填されねばならない。それは實際にはコルホーズのMTSに對する現物支拂いを通じてなされ、收穫率に應じてその大きさが決定される。MTSが機械化を通じてコルホーズの労働生産性を高め、コルホーズの内部に社會主義的な労働諸關係を植えつけて行く上に、大なる役割を演ずることは云うまでもあるまい。

コルホーズの分配様式も亦以上のような生産關係に規制される。コルホーズにおける生産物の分配は大體次のように行われる。

- (1) 義務納入
- (2) 豫約買付
- (3) MTSへの現物支拂
- (4) 各種租税および賦課
- (5) 國家買付（分散的調達）
- (6) コルホーズ市場への賣却
- (7) コルホーズ内蓄積
- (8) コルホーズ員への分配

義務納入はコルホーズの最も主要なる義務であり、穀物、馬鈴薯、蔬菜、油脂作物の種實、牧草種子、亞麻、牛乳、皮革、馬匹等がこの適用を受けることになり、その納入量はコルホーズの農地面積を標準として決定される。國家は義務納入に對して一定の價格で支拂いをなすが、その價格は生産費をも償い得ないものと云われる（註三）。豫約買付は主として工藝作物（棉花、煙草、甜菜その他）に適用され、コルホーズは契約に基いて、これらの生産物の殆ど全部を政府に賣却しなくてはならない。豫約買付の價格は生産費、收益を考慮して義務納入價格より高目に定められている。またコルホーズはMTSの提供する用役に對して、作業面積と收穫率に従つて現物で支拂いを行う（註四）。その外、國家に對する各種の租税や賦課を納める。更にコルホーズは自己の自由意志に基いて、上記の分以外に國家の

買付に應じ、或いはコルホーズ市場で農産物を賣却する（註五）。

「國家に對する義務の適宜、完全、第一次的履行はコルホーズ自身の利益に完全に一致するものである。社會主義國家は、國防、經濟、保健および教育に龐大な投資をなし、コルホーズに大なる生産的援助を與える。國家に對する義務の履行はコルホーズにおける擴大再生産の正常的進行の必須條件である」（註六）と、ラブチエフは云うが、この點は具體的分析を通じての檢證が必要であらう。

そして最後に、殘餘の生産物と賣却金その他から、コルホーズにおける蓄積と各人への分配が決定される譯である。コルホーズ自身の蓄積は今日生産の發展にとつて極めて重要な因子となつてゐる。コルホーズ農民に對する分配は彼等の勞働日に應じて現物および貨幣の形態でなされるが、その際收穫率や畜產生産性に關する計畫超過遂行に對しては追加的な分配がなされ、昨年二月の黨中央委員會におけるアンドレーエフの報告（註七）などをみて、かかる出來高拂いの制度は一層徹底化される方向にあるようである。この勞働に應じて分配される所得は、「コルホーズ農民の必要勞働のみならず彼等の個人消費の擴大に用いられる餘剩勞働部分をも亦含んでをり」（註八）コルホーズ農民の個人的な所得において、その性格ならびに大きさを云つて、私營部分からの所得に比し、基本的な地位を占むべきものである。社會化部分からの個人所得は租税を課されることがない。

註一、ソ連憲法第七條、第八條。

註二、ソ連邦において勞働力とはや商品でないから、賃銀も亦資本主義的な賃銀の性質を持たず、それは勞働者および勤務員が社會に提供する勞働の量と質に應じて、各人に分配される社會的生産物の一部の貨幣的表現であると云われる。

註三、義務納入價格は十年來發表されていないが、一資料によれば一九三七・三八年頃の價格は次の如くである。（「グロシヤ月報」第九六號一一七頁）

調達價格(カベイカ)

小賣價格(カベイカ)

燕	麥 (一担)	五・五	七五・〇
ラ	麥 (一担)	六・五	一六一・〇 (粉)
イ	麥 (一担)	一〇・一	二一〇・〇 (粉)
小	麥 (一担)		

(昭和十三年一月滿鐵歐洲事務所調)

この例によれば、調達價格は小賣價格の一五分の一乃至二五分の一に過ぎない。地代乃至租税の意義を持つと云われる所以である。調達價格と小賣價格の差額の大部分は取引税である。義務納入價格が生産費を償うか否かは確かなデーターがないので明かにし難い。

註四、總生産額に對する義務納入およびM.T.Sへの現物支拂の比重は、戦前全國平均で夫々、一五%内外、穀物中心のムルホーズでは夫々三〇%内外であつたと推定される(外務省調査局『ソ連邦の經濟機構とその運営』五三頁)。

註五、コルホーズ市場における農畜產品の價格と小賣價格乃至配給價格との差は、時期と品目によつて區々であり、切符制度の施行されている時代にはその差は數倍から數十倍、極端な場合は數百倍にも及んだが、平時においてはそれ程大きな相違は見出されない。

註六、ラプチエフ前掲論文。

註七、的場徳造氏『ソ連邦農業計畫について』『農業綜合研究』第二卷第一號参照。

註八、ラプチエフ前掲論文。

2、コルホーズの差額地代形成と超過利潤形成との差異

前節でみたような、生産および分配關係を通じて現われるコルホーズの現物ならびに貨幣所得の大きさが、種々の差を生ずべきことは云うまでもない。ラプチエフは、これについて、コルホーズの土地に對する相つぐ生産手段および勞働の投下、コルホーズの位置とその占有する土地の肥沃度と云う、差額地代〔Ⅱ〕および〔Ⅰ〕を生ずる場合と同一の條件を擧げている。すなわち、コルホーズは、勞働生産性の相違によつて、同一面積の土地から種々の大き

さの生産物、従つて剰餘生産物を受取り、かくしてコルホーズの種々なる現物所得が生まれる。勞働生産性が異なれば、生産物一單位當りの勞働支出は同一でなくなる。小麥一キンタールの價值は、例えば、小麥生産の機械化水準の高低や、肥料必要量を異にする黒土地帯かボドゾール地帯か、濕潤地か乾燥地か等によつて一樣でない。だがコルホーズは國家への納入、賣却、或いはコルホーズ市場で、異なつた個別的價值を持つ小麥一キンタールを夫々同一の國定價格乃至コルホーズ價格で實現せざるを得ない。その結果、最も生産的に土地を利用する、或いはより收穫率の高い乃至販賣市場の近くに位置するコルホーズは、夫々、大きな異なる種々の貨幣收入を受取る。

コルホーズのかかる追加的な所得は、ラプチェフによれば、現物ならびに貨幣形態で現われる差額地代に轉化する。「現物形態でのコルホーズ差額地代は、最も生産的に土地を利用する、或いはよりよい地積で勞働するコルホーズの剰餘生産物部分である。價值關係では差額地代は、よりよい自然的經濟的條件下に生産されるコルホーズの生産物の價值とこれらの生産物の社會的價值との間の差額である」(註一)。

ここでラプチェフの云う差額地代は、既に土地が國有化され、また原則的には不拂勞働の占有が存在しないソ連邦では純粹な意味での差額地代とは異なるが、以上の記述から、われわれは、ソ連邦におけるコルホーズの差額の所得の形成に當つても、土地の制限性と土地經營の獨占によつて、差額地代の實體たる超過利潤の形成に當つて資本主義下の工業と農業の間にみられた相違がなお拂拭されていないことを發見する。

コルホーズの實現する差額貨幣所得(差額地代)は價格形成と結びついてい。ソ連邦における價格形成はもはや市場の自然性に従うものではなく、それは國家によつて計畫的に設定され、或いはコルホーズ市場價格の如く國家によつて間接的に規制される。ソヴェート國家は、消費資材に比し生産手段生産のより急速な發展を保證する如き國民

所得分配のために、價值法則を意識的に利用する」(註二)とラブチエフは云う。價值法則の意識的利用と云ふことの意味はなお具體的には明らかでないが、かかる目的を有する國民所得の分配は價格の機能を通じて行われる。價格は生ける勞働および過去の勞働の支出の計算のみでなく、特に主要經濟部門の發展テンポ、國防の強化、國民の福祉等を考慮したところの原價、利潤(差額地代)、取引税等の構成比率に基いて、計畫的に設定され、これは實際には生産手段の低價格と消費資料の高價格となつて現われる。農産物の場合は義務納入、豫約買付、コルホーズ市場等の幾重もの複雑な價格が存在するので、コルホーズの差額の所得との結びつきを掴むことは頗る困難だが、上記のような價格政策が、國家への納入、賣却價格の低水準と、國定小賣價格やコルホーズ市場價格の高水準を齎していることは間違いないし、納入、賣却價格と小賣價格の差額の大部分を占める取引税が、殊に工業化の初期においてその主要なる蓄積源泉であつたことは周知のところである。ラブチエフは、工業がコルホーズの機械化向上の基礎であること、國家の種々なるコルホーズ援助、コルホーズに對する見返り工業製品の保證、計畫超過納入乃至賣却に對する割増金等を擧げて、上記のような農産物の計畫的價格形成が、コルホーズ乃至コルホーズ農民の利益と原則的には矛盾しないことを指摘する。

コルホーズの差額の所得の形成に當つて、工業と農業における價格形成のシステムの相違が大なる意義を持つ。ラブチエフは云う。土地が制限されている限り、諸價格はよりよい地租における生産條件から出發することは出来ない。それは、生産條件が所與の地域また地帯としてより劣等なコルホーズ經營の正常な進行と擴大再生産を保證せねばならない」(註三)と。このことはソ連邦においても農産物の價格が依然として最劣等の土地の生産條件によつて決定されていることを語るものであらう。同時に第二章で引用した文章の中で、マルクスが「しかし、より悪い土地の

要する労働量は、決してブルジョアにおけるごとく、よりよい土地もより多くの労働をもつて支拂われねばならぬというようなことをひき起さないであろう」(註四)と云い「若し、資本制的社會形態が止揚され、社會が意識的且つ計畫的な協同體として組織されるに至つたと考えるならば、一〇クオターの小麦は二四〇志に含まれるところの等量な獨立した労働時間を代表することになる。社會はこの土產生産物をば、それに含まれる現實的労働時間の二倍半で購買することはないであろう」(註五)と云つたような状態、すなわち農産物の價格が、工業の場合に同じく、平均的な生産條件で決定せられる状態が、未だソ連邦において實現されていないことも亦明らかである。従つてソ連邦における農産物の價格形成に當つても、いわゆる「虚偽の社會的價值」が創り出されざるを得ない。個々の價值を有するコルホーズの生産物と一定の國定價格乃至コルホーズ市場價格との差額が、この「虚偽の社會的價值」部分に當り、それがコルホーズの差額的な所得を形成する。

コルホーズの差額的な所得は、もはや地主の受取る地代ではないが、企業の超過利潤とも異なり、農民の現實的な労働によつて創り出された價值ではなく、土地の制限性と土地經營の獨占によつて土地の労働生産性の差から得られるものであり、一種の不勞占有的な性格を有せざるを得ない。このような關係が、差額的な所得の一部を分配されるコルホーズ農民の場合にもそのまま當てはまることは無論である。従つて、ラプチェフの「その發生において差額貨幣地代たる性格を持つ追加的所得」と云う言葉は、よくその特徴を捉えているように思われる。

が、一方においては、コルホーズ農業における差額的な所得の形成に當つて、土地の制限性や經營の獨占、價格決定における最劣等地の生産條件の役割を制限し、變更する傾向、換言すれば、工業における超過利潤形成との差異を排除する傾向も亦これを見ることが出来る。すなわち、ソ連邦では土地利用についての社會的障害がないから、國家の

援助やコルホーズ間の相互扶助によつて、最劣等地の生産條件における社會的勞働支出を軽減することが可能である。またソ連邦の經濟は生産價格の法則が存在しないから、コルホーズにおける新しい耕地の擴大は平均利潤の取得によつて制約されない。以上の事情は、ソ連邦において劣等地の耕作の擴大が必ずしも價格の高騰を齎らさぬこと、コルホーズの差額の所得が劣等地の耕作の擴大から主として得られるものでないこと、更に今日のコルホーズの段階では、マルクスの云う優良地で節約された勞働を劣等地の改良に向けることが未だ全面的直接的にはないが（註六）、局部的間接的には行われていることを語るものであろう。

コルホーズは、國有化された土地の永久無償利用の權利を與えられている。これはもとより資本主義的な土地獨占とは異なるが、一種の土地の獨占的な經營體であると云わねばならないであらう。しかし國家計畫のコルホーズの生産および流通に對する規制やMTSを通ずる國家投資等の關係から、その獨占には若干の制限が加えられてをり、そこに固定する差額の所得は、資本主義下の差額地代に比し幾分「經過的な」性質を帯びると云えよう。

コルホーズの差額の所得は社會化經營の擴大再生産とコルホーズ農民の物質的福祉の向上のために使用され、一部は國家の手中に入つて、工業の發展、農業の技術的裝備の強化、國防の増強、文化建設等に向けられると云うが、ラブチェフの論文は價格の分析を行つていないので、彼の云う差額地代の大きさを、それが國家とコルホーズの間に如何なる比率で配分されているかは、掴むことが出来ない。

ラブチェフは社會主義下の差額地代と資本主義下の差額地代の差異を次の如く要約している。

第一に、それはもはや剩餘價值ではなく、コルホーズと國家に屬する生産手段をもつて勞働するところの、コルホーイズ員の集團的勞働によつて創り出された剩餘生産物である。

第二に、それは土地所有者の寄生的消費に入らず、或いは超過利潤として資本金に借地農によつて占有されることもない。それはコルホーズとコルホーズ員の手に歸し、社會化經營の發展、コルホーズ員の物質的狀態の改善に向けられ、一部は國家の手に入る。

第三に、それは土地に對する使用料ではない。ソ連憲法はコルホーズに對して土地の永久無償利用を認めている。

第四に、差額地代形成は自然發生的價格形成ではなく、國家計畫價格或いは國家により經濟的に規制されるコルホーズ市場價格に基いている。

第五に、それは、ソ連邦では生産價格の法則が排除し、より有利な條件で勞働し、或いはより生産的に土地を利用するコルホーズの追加的純所得として現われる限り、平均利潤に對する超過ではない。

註一、註二、註三、ラブチエフ前掲論文。

註四、『剩餘價值學說史』第二部第一卷大森義太郎譯二八〇頁。

註五、『資本論』第三卷（下）高昌素之譯二〇〇頁。

註六、『剩餘價值學說史』前掲箇所。

3、差額地代の諸形態

第二次五箇年計畫の初め、すなわち農業の集團化が一應完成されてから、ソ連邦の農業政策は收穫率の向上を中心的な課題とするようになった。コルホーズは技術的裝備の急速な増大と耕種方法の改善にみるべき進歩を示した。これは收穫率の向上によつて、土壤の自然的多産性でなく、生産手段と勞働の相つぐ投下の齎らす土壤の多産性の方がより重要な因子となり、従つて差額地代〔Ⅱ〕に當る部分がコルホーズにとつて更に重要になったことを意味する。

ソ連邦では土地が既に國有化されているので、「資本主義農業のあらゆる進歩は、ただ勞働者から掠奪する技術における進歩であるばかりでなく、同時に土地から掠奪する技術における進歩でもあり、ある與えられた期間のあいだ土地の豊穰度を高めるためのあらゆる進歩は、同時に、この豊穰度の耐久的源泉を減ぼすための進歩でもある」(註一)といつた、土地所有者と資本家Ⅱ借地農との間にみられる矛盾が一掃されているので、農業の集約化は極めて大きな可能性を持つてゐる。近時農家の機械化の進歩および從來立遅れていた畜産、蔬菜、果樹等の導入によつて、コルホーズ全體の所得が増加しつとあると同時に、先驅的コルホーズと後進的コルホーズの所得の間には可成り顯著な差が現われ始めた。これが差額地代「Ⅰ」に當る分の増加によるものか、「Ⅱ」の増加によるものであるかは、現實にはなかなか識別し難いが、ラプチエフの云う如く、「主として、同一面積當りの生産手段と勞働の相つぐ投下による」(註二)もの、すなわち差額地代「Ⅱ」に當る分の増加によるものであるとすれば、コルホーズ農業における差額の所得の形成が工業のそれに漸次接近しつとあることを示す一例證となるであらう。それは農業の進歩、工業よりの立遅れ克服の歩みを語るものに外ならない。國家の經濟政策も亦かかるコルホーズの所得差を明確にすることに向けられてをり、例えば一九三九年に改訂されたコルホーズ農地面積を規準とする義務納入量の決定方式は、かかる要求に答えるものであつた。

住宅附屬地における私營部分からコルホーズ農民の入手する所得も亦、土地の自然的肥沃度、販賣市場への距離、土地利用の集約度の如何によつて、種々の差を生ずる。コルホーズ農民は私營部分から得た生産物の一定部分を義務納入或いは國家買付を通じて國家へ引渡し、またコルホーズ市場で販賣する。私營部分から大なる差額の所得を得るのは都市近傍のコルホーズである。この私營部分における差額収入も亦上述した如き意味で差額地代たるの性格を持

つのである。

註一、『資本論』第一卷（第三分冊）長谷部文雄譯三八六頁。
註二、ラフチエフ前掲論文。

六、結 論

ソ連邦では土地の國有化によつて絶對地代は消滅したが、社會主義の段階にある今日のコルホーズ農業においてもなお、土地の制限性と經營の獨占が排除されないため、發生において差額地代の性格を有する差額の所得、變容せる差額地代が存在している。このことはソ連邦においても工業と農業の對立が未だ克服されていないこと、具體的にはコルホーズ農業における差額所得の形成に當つて、資本主義下の工業と農業の間にみられる超過利潤形成上の差異が殆どその儘殘存してをり、従つてその差額の收入がいわゆる『虚偽の社會的價值』を含み、地代的性格を持つことを意味する。が、工業と農業の對立を克服し、進んで農業勞働を工業勞働の一變種に化しつつある事實も亦存在してをり、それは端的には農業の集約化、差額地代〔Ⅱ〕の重要性の増大にみられる。かかる事情を反映して、コルホーズの所得は、その總額を増加すると同時に、相互間の差を明確にする傾向にある。既に資本家的生産方法の止揚されているソ連邦では、農業と工業の對立を克服するための大なる社會的障害は見出されないであろう。

社會主義の段階は共產主義の第一段階であると同時に、資本主義から共產主義に至る過渡期でもある。従つてそこにおける經濟上の諸範疇、例えば價值、價格、利潤、差額地代等は既に資本主義的なものではないが、まだ「舊社會の母班」を背負つてゐる。すなわち變容している。そして同一の社會主義の段階における差額的な所得が工業では超

過利潤として、農業では差額地代として現われることは、國家財産と協同組合・コルホーズ財産の二つの所有形態およびこれと結びつく工業労働と農業労働の質的な差異の存在を反映するものであらう。

かように理解するならば、なお用語の問題は残るとしても、ラブチエフの所説の意圖するところは略々納得し得るよう思う。

小文は、ラブチエフの差額地代に關する説を中心にして、コルホーズ農業に對し、原則的且つ初歩的な考察を加えたものに過ぎないが、これらの考察もコルホーズ農業そのものの具體的分析を通じて檢證されなければ、到底批判に堪えるものではないであらう。それには他日を期したい。また地代についての把握不充分のため少なからぬ誤謬を含むものと思う。(研究員)

(後記) 小文の執筆に當り、副島種典氏の論文草稿を拜見さして頂いて、貴重な示唆を受けた。記して同氏の御厚意に感謝する。